

廃棄物処理基準等専門委員会の設置について

1. 設置の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の適正処理に関する技術的基準等について、処理技術の進展、廃棄物の性状等諸状況の変化や有害物質等に対する新たな知見に対応するための検討を行う必要がある。

このため、廃棄物問題に関する知見を有する学識経験者等による標記専門委員会を設置し必要な検討をいただくものである。

2. 検討事項

廃棄物処理法に基づく廃棄物処理の技術的基準に関し検討が必要な事項

3. 検討スケジュール

当面は、平成21年11月の水質汚濁に係る環境基準等の改正を踏まえ、廃棄物最終処分場に係る排水基準の見直しの検討を行うこととし、平成22年度内を目処に報告書をまとめる予定

4. 運営方針

専門委員会は、学識経験者等から構成する。

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会の設置について（案）

（平成22年 月 日部会決定）

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）に基づき、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会について、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会（以下「部会」という。）に、廃棄物処理基準等専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。
2. 専門委員会においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づく廃棄物の適正処理に係る技術的基準等に関する事項について検討を行う。
3. 部会に設置する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加等に係る
環境省告示等について（お知らせ）

平成21年11月30日（月）
環境省水・大気環境局水環境課
直通：03-5521-8314
課長：森北 佳昭（内線6610）
課長補佐：富坂 隆史（内線6613）
担当：鈴木 晶（内線6626）

環境省水・大気環境局土壌環境課
地下水・地盤環境室
直通：03-5521-8309
室長：是澤 裕二（内線6670）
室長補佐：遠藤 光義（内線6672）
担当：中嶋 進（内線6675）

環境省は、11月30日、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（以下「健康保護に係る水質環境基準」という。）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「地下水環境基準」という。）の項目の追加及び基準値の変更について告示します。

本告示は、中央環境審議会から環境大臣への答申「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の見直しについて（第2次答申）」（平成21年9月15日）を踏まえたものです。

本告示により、健康保護に係る水質環境基準については新たに1項目、地下水環境基準については新たに3項目が追加されます。

また、同日、環境大臣から中央環境審議会に対し、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について」諮問を行います。

1. 水質汚濁に係る環境基準について

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に基づき定められている水質汚濁に係る環境基準のうち、健康保護に係る水質環境基準及び、地下水環境基準については、現在26項目が定められています。

2. 改正の概要

- 公共用水域においては、新たに健康保護に係る水質環境基準項目として、1,4-ジオキサンを追加します。
- 地下水においては、新たに地下水環境基準項目として、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンを追加します。また、現行のシスー1,2-ジク

ロロエチレンにかわり、1,2-ジクロロエチレン（シス体及びトランス体の和）を新たに地下水環境基準項目として追加します。

- 1,1-ジクロロエチレンについては、健康保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準における基準値を見直し、現行の0.02mg/Lから、0.1mg/Lとします。

新たに追加する項目

| | 項目名 | 基準値 |
|-------|--------------|-------------|
| 公共用水域 | 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 |
| 地下水 | 塩化ビニルモノマー | 0.002mg/L以下 |
| | 1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 |
| | 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 |

基準値を見直す項目

| | 項目名 | 新たな基準値 | 現行の基準値 |
|---------------|--------------|-----------|------------|
| 公共用水域 ・地下水 | 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L以下 | 0.02mg/L以下 |

備考 上記基準値は年間平均値とする。

3. 施行期日

平成21年11月30日

4. 水濁法に基づく排出水の排出の規制等に関する諮問について

1,4-ジオキサン等が環境基準として新たに追加・見直しされた状況を踏まえ、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止するため、11月30日、環境大臣から中央環境審議会（会長：鈴木基之 放送大学教授・国際連合大学特別学術顧問）に対し、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について」諮問を行います。この諮問は、同審議会水環境部会（部会長：松尾友矩 東洋大学教授）に付議されます。

健康保護に係る水質環境基準の新旧対照表
(旧)

| 項目 | 基準値 |
|-----------------|---------------|
| カドミウム | 0.01mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| PCB | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.02mg/L 以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.03mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| セレン | 0.01mg/L 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 |
| ふっ素 | 0.8mg/L 以下 |
| ほう素 | 1mg/L 以下 |

地下水環境基準の新旧対照表
(旧)

| 項目 | 基準値 |
|-----------------|---------------|
| カドミウム | 0.01mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| PCB | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.02mg/L 以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.03mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| セレン | 0.01mg/L 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 |
| ふっ素 | 0.8mg/L 以下 |
| ほう素 | 1mg/L 以下 |

(新)

| 項目 | 基準値 |
|-----------------|---------------|
| カドミウム | 0.01mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| PCB | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.03mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| セレン | 0.01mg/L 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 |
| ふっ素 | 0.8mg/L 以下 |
| ほう素 | 1mg/L 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 |

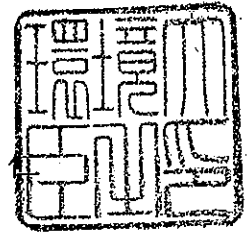
(新)

| 項目 | 基準値 |
|----------------|---------------|
| カドミウム | 0.01mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| PCB | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 |
| 塩化ビニルモノマー | 0.002mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.03mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| セレン | 0.01mg/L 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 |
| ふっ素 | 0.8mg/L 以下 |
| ほう素 | 1mg/L 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 |

諮問第 271 号
環水大水発第 091130001 号
環水大土発第 091130001 号
平成 21 年 11 月 30 日

中央環境審議会会長
鈴木基之殿

環境大臣
小沢 鋭



水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の
規制に係る項目追加等について（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、
水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく排出水の排出、地下浸透水
の浸透等の規制に係る項目追加等について、貴審議会の意見を求める。

〔諮問理由〕

水質汚濁防止法に基づく排出規制及び地下浸透規制については、現在、27 項目が有害物質として設定されているところである。

今回、1,4-ジオキサン等について、人の健康の保護に関する知見の集積、公共用水域及び地下水での検出状況の推移等を考慮し、貴審議会の答申を踏まえ、これらの項目を公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目として追加等を行ったところである。

本諮問は、このような状況を踏まえ、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について、貴審議会の意見を求めるものである。